

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

○福島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

告 示

○福島県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する基準

規 則

福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則及び福島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第四十七号

福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県農業協同組合法施行細則(平成十二年福島県規則第百八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第十条第二十一項」を「第十条第十八項」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。

四 法第七十二条の十二の六の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任の請求農事組合法人一時理事の職務を行うべき者の選任請求書(様式第三十三号に準ずる。)

第一条第三項第五号中「第五十条の四第五項」の下に「において準用する第五十条の二第七項」を加え、同項第十一号中「第七十三条第四項において準用する民法第八十三条」を「第七十二条の十八の十」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「請求又は申請」を「申立て」に、「請求書又は申請書」を「申立書」に改め、同項各号を次のように改める。

一 信託法(平成十八年法律第百八号)第四十六条第一項、第六十二条第四項(第百

二十九条第一項、第百三十五条第一項及び第百四十二条第一項において準用する場合を含む。)、第百二十三条第四項又は第百三十一条第四項の規定による検査役、

新受託者、信託管理人、新信託管理人、信託監督人、新信託監督人又は新受益者代理人の選任の申立て、検査役(新受託者、信託管理人、新信託管理人、信託監督人、新受益者代理人)の選任申立書(様式第四十七号)

二 信託法第五十七条第二項(第七十条(第七十四条第六項において準用する場合を含む。))、第百二十八条第二項、第百三十四条第二項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む。の規定による受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の辞任の許可の申立て、受託者(信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人、受益者代理人)辞任許可申立書(様式第四十八号)

三 信託法第五十八条第四項(第七十条(第七十四条第六項において準用する場合を含む。))、第百二十八条第二項、第百三十四条第二項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む。の規定による受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の解任の申立て、受託者(信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人、受益者代理人)解任申立書(様式第四十九号)

四 信託法第六十三条第一項又は第七十四条第二項の規定による信託財産管理命令又は信託財産法人管理命令の申立て、信託財産管理命令(信託財産法人管理命令)申立書(様式第五十号)

五 信託法第六十四条第六項(第七十四条第六項において準用する場合を含む。))の規定による信託財産管理命令又は信託財産法人管理命令の登記又は登録の抹消の嘱託の申立て、信託財産管理命令(信託財産法人管理命令)の登記(登録)の抹消嘱託申立書(様式第五十号の二)

六 信託法第六十六条第二項ただし書(第七十三条及び第七十四条第六項において準用する場合を含む。))の規定による二人以上の信託財産管理者、受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人の職務の単独遂行又は分掌の許可の申立て、信託財産管理者(受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人)の職務の単独遂行(分掌)許可申立書(様式第五十号の三)

七 信託法第六十六条第四項(第七十三条及び第七十四条第六項において準用する場合を含む。))の規定による信託財産管理者、受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人の行為の範囲を超える行為の行使に係る許可の申立て、信託財産管理者(受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人)の行為範囲超過行為行使許可申立書(様式第五十号の四)

八 信託法第五十条第一項又は第百六十五条第一項の規定による信託の変更命令又は終了命令に係る申立て、信託の変更命令(終了命令)申立書(様式第五十号の五)

第二条第一項第三号中「第百三十二条第六項」を「第百三十二条第五項」に改める。

様式第七号中「第10条第21項」を「第10条第18項」に改める。

様式第三十九号中「第50条の4第5項」の次に「において準用する第50条の2第7項」を加える。
 様式第四十五号中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改める。
 様式第四十七号から様式第五十号までを次のように改める。

様式第47号 (第1条関係)

検査役 (新受託者、信託管理人、新信託管理人、信託監督人、
 新信託監督人、新受益者代理人) 選任申立書

年 月 日

福島県知事

住所
 申立者 氏名

㊦

下記の理由により、農業協同組合法第11条の26の規定に基づき、信託法第46条第1項 (第62条第4項、第123条第4項、第129条第1項において準用する第62条第4項、第131条第4項、第135条第1項において準用する第62条第4項、第142条第1項において準用する第62条第4項) の規定による検査役 (新受託者、信託管理人、新信託管理人、信託監督人、新信託監督人、新受益者代理人) の選任の申立てを行います。

理由 記

備考

- 1 この申立書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 信託行為の内容を示す書類
 - (2) 信託財産に係る登記事項証明書
 - (3) 申立者が利害関係人であるときは、それを証する書類
 - (4) その他参考となるべきことを記載した書類
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第48号 (第1条関係)

受託者 (信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、
 信託監督人、受益者代理人) 辞任許可申立書

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地
 申立者 農業協同組合の名称
 代表者の氏名

㊦

下記の理由により、受託者 (信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、

信託監督人、受益者代理人) を辞任したいので、農業協同組合法第11条の26の規定に基づき、信託法第57条第2項 (第70条において準用する第57条第2項、第74条第6項において準用する第70条において準用する第57条第2項、第128条第2項において準用する第57条第2項、第134条第2項において準用する第57条第2項、第141条第2項) の規定による許可の申立てを行います。

記

理由

備考

- 1 この申立書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 信託行為の内容を示す書類
 - (2) 信託財産に係る登記事項証明書
 - (3) 理事会の議事録の謄本又は抄本
 - (4) その他参考となるべきことを記載した書類
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第49号 (第1条関係)

受託者 (信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、
 信託監督人、受益者代理人) 解任申立書

年 月 日

福島県知事

住所
 申立者 氏名

㊦

下記のとおり、農業協同組合法第11条の26の規定に基づき、信託法第58条第4項 (第70条において準用する第58条第4項、第74条第6項において準用する第70条において準用する第58条第4項、第128条第2項において準用する第58条第4項、第134条第2項において準用する第58条第4項、第141条第2項において準用する第58条第4項) の規定による受託者 (信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託監督人、受益者代理人) の解任の申立てを行います。

記

- 1 解任を求める受託者 (信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託監督人、受益者代理人) の主たる事務所の所在地及び名称

- 2 理由

備考

- 1 この申立書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 信託行為の内容を示す書類
 - (2) 信託財産に係る登記事項証明書
 - (3) 申立者が利害関係人であるときは、それを証する書類
 - (4) その他参考となるべきことを記載した書類
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第50号 (第1条関係)

信託財産管理命令 (信託財産法人管理命令) 申立書

年 月 日

福島県知事

住所
申立者
氏名

㊦

下記のとおり、農業協同組合法第11条の26の規定に基づき、信託法第63条第1項 (第74条第2項) の規定による信託財産管理命令 (信託財産法人管理命令) の申立てを行います。

記

1 管理命令を求める信託財産管理者 (信託財産法人管理人) の主たる事務所の所在地及び名称

2 理由

備考

- 1 この申立書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 信託行為の内容を示す書類
 - (2) 信託財産に係る登記事項証明書
 - (3) 申立者が利害関係人であることを証する書類
 - (4) その他参考となるべきことを記載した書類
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第五十号の次に次の四様式を加える。

様式第50号の2 (第1条関係)

信託財産管理命令 (信託財産法人管理命令) の
登記 (登録) の抹消嘱託申立書

年 月 日

福島県知事

住所
申立者
氏名

㊦

下記のとおり、農業協同組合法第11条の26の規定に基づき、信託法第64条第6項 (第74条第6項) において準用する第64条第6項) の規定による信託財産管理命令 (信託財産法人管理命令) の登記 (登録) の抹消の申立てを行います。

記

1 管理命令の登記 (登録) 年月日

2 理由

備考

- 1 この申立書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申立者が新受託者であることを証する書類
 - (2) その他参考となるべきことを記載した書類
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第50号の3 (第1条関係)

信託財産管理者 (受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人) の
職務の単独遂行 (分掌) 許可申立書

年 月 日

福島県知事

住所
申立者
氏名

㊦

下記のとおり、農業協同組合法第11条の26の規定に基づき、信託法第66条第2項ただし書 (第73条において準用する第66条第2項ただし書、第74条第6項において準用する第66条第2項ただし書) の規定による2人以上の信託財産管理者 (受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人) の職務の単独遂行 (分掌) の許可の申立てを行います。

記

1 許可を求める職務の内容

2 理由

備考

- 1 この申立書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 信託行為の内容を示す書類
 - (2) 信託財産に係る登記事項証明書
 - (3) その他参考となるべきことを記載した書類
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第50号の4 (第1条関係)

信託財産管理者 (受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人) の
行為範囲超過行為行使許可申立書

年 月 日

福島県知事

住所
申立者
氏名

㊦

下記のとおり、農業協同組合法第11条の26の規定に基づき、信託法第66条第4項 (第73条において準用する第66条第4項、第74条第6項において準用する第66条第4項) の規定による信託財産管理者 (受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人) の行為の範囲を超える行為の行使に係る許可の申立てを行います。

記

- 1 許可を求める行為の内容
- 2 理由

備考

- 1 この申立書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 信託行為の内容を示す書類
 - (2) 信託財産に係る登記事項証明書
 - (3) その他参考となるべきことを記載した書類
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第50号の5 (第1条関係)

信託の変更命令 (終了命令) 申立書

年 月 日

福島県知事

住所
申立者
氏名

㊦

下記の理由により、農業協同組合法第11条の26の規定に基づき、信託法第150条第1項 (第165条第1項) の規定による信託の変更命令 (終了命令) に係る申立てを行います。

理由

記

備考

- 1 この申立書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 信託行為の内容を示す書類
 - (2) 信託財産に係る登記事項証明書
 - (3) その他参考となるべきことを記載した書類
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第51号の2中「第232条第5項」を「第232条第4項」とし、「同条第6項」を「同条第5項」と改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県農業協同組合法施行細則の規定に基づいて提出されている請求書又は申請書は、改正後の福島県農業協同組合法施行細則の相当規定に基づいて提出された請求書又は申立書とみなす。

(農業経済課)

福島県規則第四十八号

福島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和五十四年福島県規則第七十八号) の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年政令第百二十四号」の下に、「以下「助成法施行令」という。」を、「昭和五十四年農林水産省令第二十二号」の下に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 (平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令 (平成二十年政令第二百三十四号) 及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令 (平成二十年農林水産省令第四十八号) 並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。) 及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令 (平成二十年政令第二百九十六号)」を、「と(いう。)」を「(いう。)」の下に「貸し付け、及び認定中小企業者 (農商工等連携促進法第十一条第一項の認定中小企業者又は同項の認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者をいう。以下同じ。) に対

して経営等改善資金（助成法施行令第2条の表第一号から第七号までに掲げる資金に限る。）を」を加える。
 第二号中「一沿岸漁業従事者等」の下に「及び一認定中小企業者」を加え、同条の表を次のように改める。

資金の種類	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金 一 操船作業省力化機器等設置資金（助成法施行令第2条の表第一号に掲げる資金をいう。）	五百万円	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 七年内（据置期間一年以内を含む。） イ 農商工等連携促進法第十三条第二項に規定する認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要な資金（以下の表及び第六条において「農商工等連携促進法特例資金」という。）である場合 九年内（据置期間三年以内を含む。） ウ 農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従つて農林漁業バイオ燃料法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要な資金（以下の表及び第六条において「農林漁業バイオ燃料法特例資金」という。）である場合 九年内（据置期間一年以内を含む。）
二 漁ろう作業省力化機器等設置資金（助成法施行令第2条の表第二号に掲げる資金をいう。）	五百万円	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 七年内（据置期間一年以内を含む。） イ 農商工等連携促進法特例資金である場合 九年内（据置期間三年以内を含む。） ウ 農林漁業バイオ燃料法特例資金である場合 九年内（据置期間一年以内を含む。）

三 補機関等駆動機器等設置資金（助成法施行令第2条の表第三号に掲げる資金をいう。）	五百万円	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 七年内（据置期間一年以内を含む。） イ 農商工等連携促進法特例資金である場合 九年内（据置期間三年以内を含む。） ウ 農林漁業バイオ燃料法特例資金である場合 九年内（据置期間一年以内を含む。）
四 燃料油消費節減機器等設置資金（助成法施行令第2条の表第四号に掲げる資金をいう。）	千三百万円	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 七年内（据置期間一年以内を含む。） イ 農商工等連携促進法特例資金である場合 九年内（据置期間三年以内を含む。） ウ 農林漁業バイオ燃料法特例資金である場合 九年内（据置期間一年以内を含む。）
五 新養殖技術導入資金（助成法施行令第2条の表第五号に掲げる資金をいう。）	四百万円	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 四年以内（据置期間二年以内を含む。） イ 農商工等連携促進法特例資金である場合 五年以内（据置期間二年以内を含む。） ウ 農林漁業バイオ燃料法特例資金である場合 五年以内（据置期間二年以内を含む。）
六 資源管理型漁業推進資金（助成法施行令第2条の表第六号に掲げる資金をいう。）	千二百万円	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 十年以内（据置期間三年以内を含む。） イ 農商工等連携促進法特例資金である場合 十二年以内（据置期間五年以内を含む。） ウ 農林漁業バイオ燃料法特例資金である場合 十二年以内（据置期間三年以内を含む。）

<p>十一 漁船衝突防止機器等購入等資金（助成法施行令第二条の表第十一号に掲げる資金をいう。）</p>	<p>十 漁船転覆防止機器等設置資金（助成法施行令第二条の表第十号に掲げる資金をいう。）</p>	<p>九 救命消防設備購入資金（助成法施行令第二条の表第九号に掲げる資金をいう。）</p>	<p>八 乗組員安全機器等設置資金（助成法施行令第二条の表第八号に掲げる資金をいう。）</p>	<p>七 環境対応型養殖業推進資金（助成法施行令第二条の表第七号に掲げる資金をいう。）</p>
<p>百二十万円</p>	<p>百五十万円</p>	<p>百三十万円</p>	<p>百五十万円</p>	<p>二千万円</p>
<p>五年以内</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>	<p>五年以内</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>	<p>ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 十年以内（据置期間三年以内を含む。） イ 農商工等連携促進法特例資金である場合 十二年以内（据置期間五年以内を含む。） ウ 農林漁業バイオ燃料法特例資金である場合 十二年以内（据置期間三年以内を含む。）</p>

<p>青年漁業者等養成</p>	<p>一 研修教育資金（助成法施行令第三条の表第三号に掲げる資金をいう。）</p>	<p>二 住居利用方式改善資金（助成法施行令第三条の表第二号に掲げる資金をいう。）</p>	<p>生活改善資金</p>	<p>十二 漁具損壊防止機器等購入資金（助成法施行令第二条の表第十二号に掲げる資金をいう。）</p>
<p>百八十万円</p>	<p>八十万円</p>	<p>百五十万円</p>	<p>一 生活合理化設備資金（助成法施行令第三条の表第一号に掲げる資金をいう。）</p>	<p>百三十万円</p>
<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>	<p>三年以内</p>	<p>七年以内</p>	<p>し尿浄化装置又は改良便所に関するものにあつては三十万円、家用給排水施設（動力ポンプを除く。）又は太陽熱利用温水装置に係るものにあつては十</p>	<p>ア し尿浄化装置又は改良便所に係るものである場合 三年以内 イ 家用給排水施設（動力ポンプを除く。）及び太陽熱利用温水装置に係るものである場合 二年以内</p>

確保資金

<p>第四条の表第一号に掲げる資金をいう。）</p>	<p>二 高度経営技術習得資金（助成法施行令第四条の表第一号に掲げる資金をいう。）</p>	<p>百五十万円</p>	<p>五年以内</p>
<p>三 漁業経営開始資金（助成法施行令第四条の表第三号に掲げる資金をいう。）</p>	<p>五千万円（部門経営開始資金（沿岸漁業の一つの部門の経営を開始するのに必要な資金であつて、知事が別に定めるものをいう。）にあつては、八百万円）</p>	<p>ア イに掲げる場合以外の場合 十年以内（据置期間三年以内を含む。） イ 農林漁業バイオ燃料法特例資金である場合 十二年以内（据置期間三年以内を含む。）</p>	

第三条中「一沿岸漁業従事者等」の下に「及び一認定中小企業者」を加え、同条ただし書中「限りではない」を「限りでない」に改める。

第四条に次の一号を加える。

四 認定中小企業者

第五条第三項中「組織する団体」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

第六条中「者」の下に「（以下「申請者」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 申請者は、次の各号に掲げる資金の貸付けを受けようとする場合にあつては、前項の事業計画書のほかに当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 農商工等連携促進法特例資金 農商工等連携促進法第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画を記載した書類
- 二 農林漁業バイオ燃料法特例資金 農林漁業バイオ燃料法第五条第二項に規定する

認定生産製造連携事業計画を記載した書類

第一号様式中

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

を

9年	10年
償還額	償還額
千円	千円

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

10年	11年	12年
償還額	償還額	償還額
千円	千円	千円

「事業の概要」や「事業の概要」を「事業の概要又は出資

の総額」に改め、同様式注を同様式注として、同様式に注として次のように加える。

2 申請者が認定中小企業者の場合にあつては、申請者の電話番号の下に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を（ ）書で記載すること。

第二号様式そののの表注中の「次の」や「申請者が認定中小企業者の場合は次の（二）に掲げる資料を、申請者が認定中小企業者以外の場合は次の（一）及び（二）に掲げる」に改め、同様式そののの表を次のように改める。

資金調達方法	その他
沿岸漁業改善資金	自己資金

千円	千円	千円
----	----	----

「減価償却費」及び「沿岸漁業改善資金償還金」
 第1号様式第1(原簿)中「減価償却費」や「沿岸漁業改善資金償還金」は、同様式その1の1の表注2を、同表注3の1「同表注1を同表注2の1」に代りて次のように加える。

1 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること(申請者の氏名又は名称の欄を除く。)
 第1号様式第1の1の表注2を、同表注3の1の表注2の1に代りて加える。

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

注 第2号様式その1(別紙)の収支計画を添付すること(申請者が認定中小企業者である場合を除く。)

第1号様式第1の1(2)中「水産資源の管理措置」や「資源管理の内容」に改め、同様式第1の1(2)アの表を次のように改める。

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
資源管理の方法	
資源管理に関する取決めの有効期間	

資源管理に関する取決めに違反した場合の措置	
そ の 他	

注 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

第1号様式第1の1(2)中「水産資源の管理措置」や「資源管理措置」は、同様式第1の1(2)アの表注2の1に代りて次のように加える。

注 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

第1号様式第1の1(2)アの表注2の1の表注2の1に代りて加える。

注 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を併せて記載すること。

第1号様式第1の1(2)中「(単位 千円)」を、同表注3の1の表注2の1に代りて加える。

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

注 資源管理に関する取決めの写し及び第2号様式その1(別紙)の収支計画を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者の場合は、当該収支計画の添付は、不要である。

第1号様式第1の1(2)中「漁場の保全の内容」や「漁場環境適性化管理の内容」に改め、同様式第1の1(2)アの表を次のように改める。

環境適正化管理対象漁場	
環境適正化管理対象養殖漁種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
環境適正化管理に関する取決め	

の有効期間	
環境適正化管理に関する取決めに違反した場合の措置	
その他	

注 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

第1号様式④の2①の表に注として次のように加える。

注 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

第1号様式④の2②の表に注として次のように加える。

注 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

第1号様式④の2③の表に注として次のように加える。

注 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

第1号様式④の2④「(単位 千円)」を「回遊式④の2④の表に次のように加える。」

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

注 環境適正化管理に関する取決めの写し及び第2号様式その1(別紙)の収支計画を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者の場合は、当該収支計画の添付は、不要である。

第1号様式④の2④の表に注として加える。

総 事 業 費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

第1号様式④の2④中「生活関係の改良普及員」や「水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員」に定める「回遊式④の2④の表に次のように加える。」

総 事 業 費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

第1号様式④の2④中「生活関係の改良普及員又は水産業改良普及員」や「水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員」に定める「回遊式④の2④中「(単位 千円)」を「回遊式④の2④の表に次のように加える。」

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

第1号様式④(表)中「第10回 年 月 日 千円」や

「第10回 年 月 日 千円」
 第11回 年 月 日 千円
 第12回 年 月 日 千円

「表に第10回や第11回や第12回を「回遊式④の2④の表に次のように加える。」

(3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。

(4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。

(5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかつたとき。

(7) この借入金により改良され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用的で収用されたとき。

第1号様式④「第10回 年 月 日 千円」

10回 申 申 申
 11回 申 申 申
 12回 申 申 申

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）に規定する沿岸漁業改善資金については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則に基づいて提出されている申請書及び事業計画書は、改正後の福島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて提出された申請書及び事業計画書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（水 産 課）

福島県告示第二百二十二号

福島県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する基準を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する基準

福島県沿岸漁業改善資金貸付基準（平成八年福島県告示第七百号）の一部を次のように改正する。

第一の表一の項貸付対象者の欄(2)中「沿岸漁業を営む漁業協同組合又は沿岸漁業を営む協業体」を「漁業協同組合又は協業体」に改め、「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同欄に次のように加える。

(4) 認定中小企業者

第一の表一の項から三の項まで中
 「七年以内（据置期間一年以内を含む。）」を

一添

置期間一年

「ア イ及びウ
 場合以外の
 年以内（据
 置期間一年
 以内を含む。）
 イ 農商工等
 法特例資金
 合 九年以
 期間三年以
 内（据置期
 間一年以内
 を含む。）
 ウ 農林漁業
 料法特例資
 場合 九年

に掲げる
 場合 七
 置期間一
 む。）
 連携促進
 である場
 内（据置
 内を 含
 バイオ燃
 金である
 以内（据
 置期間一
 年以内を
 含む。）
 3 発光ダイオード式集魚灯の設置費用
 に改め、同表四の項の貸付けの内容の欄に次のように加える。
 「漁船用環境高度対応機関に
 あっては、一台につき千二
 百万円
 定速装置にあつては、一台
 につき百二十万円
 七
 年以内（据置期間一
 年以内を含む。）
 ア イ及びウに掲げる
 場合以外の場合 七
 年以内（据置期間一
 年以内を含む。）
 イ 農商工等連携促進
 法特例資金である場
 合 九年以内（据置
 期間三年以内を 含
 む。）
 ウ 農林漁業バイオ燃
 料法特例資
 場合 九年
 七
 年以内（据置期間一
 年以内を含む。）
 四年
 以内

料法特別資金である
 場合 九年以上（据置期間一年以内を含む。）
 「ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 四年以上以内（据置期間二年以内を含む。）
 イ 農商工等連携促進法特別資金である場合 五年以内（据置期間三年以内を含む。）」を

の欄(2)を次のように改める。
 (2) 沿岸漁業を営む漁業生産組合、漁業協同組合若しくは協業体又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合若しくは協業体
 (4) 認定中小企業者

第一の表六の項中 「十年以内（据置期間三年以内を含む。）」を

に改め、同表六の項貸付対象者

ウ 農林漁業バイオ燃料法特別資金である場合 五年以内（据置期間二年以内を含む。）

「

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 十年以内（据置期間三年以内を含む。）
 イ 農商工等連携促進法特別資金である場合 十二年以内（据置期間五年以内を含む。）
 ウ 農林漁業バイオ燃料法特別資金である場合 十二年以内（据置期間三年以内を含む。）

に

「ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 十

に改め、同表七の項中 「十年以内（据置期間三年以内を含む。）」を

に改め、同表八の項貸付対象者の欄を次のように改める。

- (1) 沿岸漁業を営む個人
- (2) 沿岸漁業を営む漁業生産組合、漁業協同組合又は協業体
- (3) 沿岸漁業を営む会社であつてその常時使用する従業者の数が二十人以下のもの

第一の表九の項から十二の項までの貸付対象者の欄中 「二」を「八」に改める。
 第三の表一の項償還期間等の欄を次のように改める。

五年以内（据置期間一年以内を含む。）

第三の表三の項中 「十年以内（据置期間三年以内を含む。）」を

年以内（据置期間三年以内を含む。）
 イ 農商工等連携促進法特別資金である場合 十二年以内（据置期間五年以内を含む。）
 ウ 農林漁業バイオ燃料法特別資金である場合 十二年以内（据置期間三年以内を含む。）

「ア イに掲げる場合以外の場合 十年以内（据置期間三年以内を含む。）」
 イ 農林漁業バイオ燃料法特別資金である場合 十二年以内（据置期間三年以内を含む。）

に

改める。

附 則
この基準は、公布の日から施行する。

(水産課)